（法人申請用）

誓　　約　　書

当法人は、警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第３条第１号から第３号まで、第10号及び第11号に掲げる

１　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

２　拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者

３　最近５年間に、法の規定、法に基づく命令の規定若しくは処分に違反し、又は警備業務に関し警備業の要件に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第１号）第１条各号に掲げる行為をした者

４　法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに法第３条第１号から第７号までのいずれかに該当する者があるもの

５　法第３条第４号に該当する者が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者

のいずれにも該当しないことを誓約します。

和歌山県公安委員会　様

年　　月　　日

主たる事務所の所在地

名　　称

代表者の氏名